

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	東海財務局長						
【提出日】	2019年12月3日						
【会社名】	株式会社ミダック						
【英訳名】	MIDAC CO.,LTD.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 恵子						
【本店の所在の場所】	浜松市東区有玉南町2163番地						
【電話番号】	(053) 471-9361 (代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明						
【最寄りの連絡場所】	浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー24F						
【電話番号】	(053) 488-7173						
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>1,063,447,950円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>436,392,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>155,764,800円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	1,063,447,950円	引受人の買取引受けによる売出し	436,392,000円	オーバーアロットメントによる売出し	155,764,800円
一般募集	1,063,447,950円						
引受人の買取引受けによる売出し	436,392,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	155,764,800円						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</li> <li>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち、主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</li> </ol>						
【縦覧に供する場所】	<p>株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)</p>						

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	537,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2019年12月3日(火)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、2019年12月3日(火)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数250,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数287,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、74,600株を上限として岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、2019年12月3日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式74,600株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 2019年12月3日(火)開催の取締役会において、2020年2月1日(土)付をもって当社普通株式1株を1.3株に分割することを決議しております。この株式の分割は、2020年1月31日(金)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、1.3株の割合をもって分割するものであります。

7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

2019年12月11日(水)から2019年12月16日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### (1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	250,000株	495,087,500	247,543,750
	自己株式の処分	287,000株	568,360,450	
計(総発行株式)		537,000株	1,063,447,950	247,543,750

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 2019年12月17日(火) 至 2019年12月18日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	2019年12月23日(月)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2019年12月11日(水)から2019年12月16日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.midac.jp/ir/) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2019年12月10日(火)から2019年12月16日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2019年12月11日(水)から2019年12月16日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2019年12月11日(水)の場合、申込期間は「自 2019年12月12日(木) 至 2019年12月13日(金)」

発行価格等決定日が2019年12月12日(木)の場合、申込期間は「自 2019年12月13日(金) 至 2019年12月16日(月)」

発行価格等決定日が2019年12月13日(金)の場合、申込期間は「自 2019年12月16日(月) 至 2019年12月17日(火)」

発行価格等決定日が2019年12月16日(月)の場合、上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、2019年12月24日(火)であります。  
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 浜松支店	浜松市中区伝馬町311番地の14

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	391,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	68,000株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	68,000株	
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号	10,000株	
計		537,000株	

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,063,447,950	8,500,000	1,054,947,950

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,054,947,950円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限146,734,110円と合わせた、手取概算額合計上限1,201,682,060円について、1,000,000,000円を2021年12月までに、関東での焼却施設設置に際しての土地取得資金に充当する予定であります。ただし、取得予定不動産は現時点において決定しておりませんので、金額に関しましては見込額となっております。土地取得金額が確定した後、残額が生じた場合は当該残額を2021年12月までに運転資金に充当し、不足が生じた場合は自己資金を充当する予定であります。

当社グループは、収集運搬から中間処理、最終処分という廃棄物処理の流れをグループ内で完結する廃棄物一貫処理体制のもと事業を展開しております。そして、中長期的な成長戦略である新規廃棄物処理施設の展開として、産業廃棄物排出量が最も多い関東に隣接する地域への拠点展開に注力し、関東方面への進出の第一歩として、焼却施設の土地取得を検討しております。

なお、上記資金について、具体的な支出が発生するまでは、当社預金口座にて適切に管理致します。

設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

2019年12月11日(水)から2019年12月16日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	209,000株	436,392,000	静岡県浜松市中区
			熊谷 裕之 80,000株
			愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号
			名古屋中小企業投資育成株式会社 75,000株
			静岡県浜松市東区
			熊谷 勝弘 27,000株
静岡県浜松市中区			
高橋 由起子 27,000株			

(注)1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、岡三証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日 の株式会社東京証券 取引所における当社 普通株式の終値(当 日に終値のない場合 は、その日に先立つ 直近日の終値)に 0.90~1.00を乗じた 価格(1円未満端数 切捨て)を仮条件と します。)	未定 (注)1、 2	自 2019年 12月17日(火) 至 2019年 12月18日(水) (注)3	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店及び 全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁 目17番6号 岡三証券株式会社	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2019年12月11日(水)から2019年12月16日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.midac.jp/ir/>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」において決定される申込期間と同一とします。
- 4 元引受契約の内容  
買取引受けによります。  
引受手数料は支払われません。  
ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。  
なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一とします。  
金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
岡三証券株式会社	209,000株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、2019年12月24日(火)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	74,600株	155,764,800	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、74,600株を上限として岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.midac.jp/ir/>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2019年 12月17日(火) 至 2019年 12月18日(水) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	岡三証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本店及び 全国各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、2019年12月24日(火)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び名古屋証券取引所市場第一部銘柄への指定について  
 当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(2019年12月3日(火))現在、株式会社東京証券取引所市場第二部及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、2019年12月24日(火)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部銘柄にそれぞれ指定される予定であります。

## 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、74,600株を上限として岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、岡三証券株式会社が貸借株式の返還に必要な株式を取得させるために、当社は2019年12月3日(火)開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式74,600株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を2020年1月16日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

岡三証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、岡三証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2020年1月10日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、岡三証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

岡三証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、岡三証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、岡三証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 74,600株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	岡三証券株式会社
(5) 申込期間(申込期日)	2020年1月15日(水)
(6) 払込期日	2020年1月16日(木)
(7) 申込株数単位	100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2019年12月11日（水）の場合、「2019年12月14日（土）から2020年1月10日（金）までの間」

発行価格等決定日が2019年12月12日（木）の場合、「2019年12月17日（火）から2020年1月10日（金）までの間」

発行価格等決定日が2019年12月13日（金）の場合、「2019年12月18日（水）から2020年1月10日（金）までの間」

発行価格等決定日が2019年12月16日（月）の場合、「2019年12月19日（木）から2020年1月10日（金）までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である熊谷裕之及び、名古屋中小企業投資育成株式会社、熊谷勝弘、高橋由起子、当社株主である株式会社フォンスアセットマネジメントは岡三証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は岡三証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行並びにストックオプションの権利行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、岡三証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(注1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注2)に係る有価証券の借入れ(注3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注)1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2019年12月4日(水)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2019年12月11日(水)から2019年12月16日(月)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

(注)2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

(注)3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.midac.jp/ir/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1 当社グループ」から「4 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

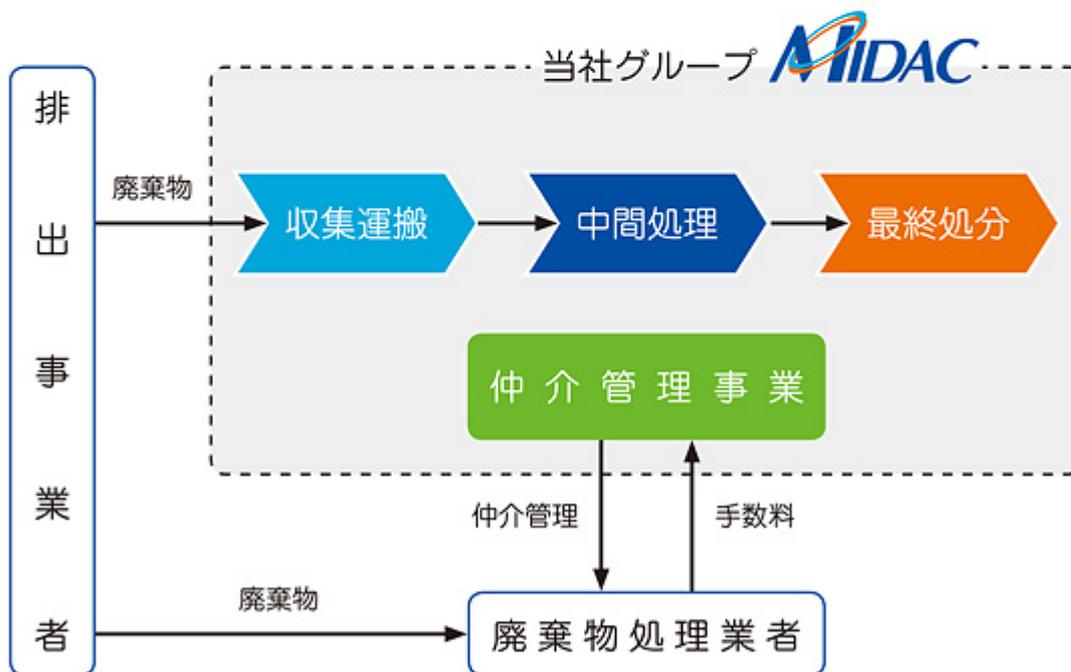
## 1 当社グループ

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

主な事業の内容は以下のとおりであります。当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

- (1) 廃棄物処分事業としては、自社施設による廃棄物処理サービスを行っております。
- (2) 収集運搬事業としては、廃棄物の収集運搬サービスを行っております。
- (3) 仲介管理事業としては、処理業者への排出事業者紹介サービスを行っております。

なお、当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) [ ] は事業範囲を表しています。

## 2 事業の内容

### 1 廃棄物処分手業

#### ① 廃棄物の中間処理

収集運搬

中間処理

最終処分

排出事業者から排出された廃棄物を処理施設において中間処理する業務であり、最終処分に先立って脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行います。

当社グループでは、多種の廃棄物を中間処理できる施設を保有しており、一般的な汚泥・廃液だけでなく、有害物質を多く含んだ廃棄物や、引火性、腐食性の廃棄物の処理にも対応できるよう、「特別管理産業廃棄物処理業」の事業許可を取得しております。また、焼却処理に関しては、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に加え、一般廃棄物の許可も取得しており、地方自治体から処理を委託されることもあります。

現在、当社グループが所有している中間処理の処理業の許可のうち、優良産廃処理業者認定制度(注)に基づき優良認定を受けている地域は、静岡県、岐阜県、浜松市、豊橋市であります。

廃棄物の搬入時には受入検査、計量を行い、処理後残さは必要に応じて性状分析を行い、最終処分場やリサイクル施設へ搬出いたします。

(注) 優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令指定都市が審査して認定する制度です。

<株式会社ミダック 本社事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設 (活性汚泥、凝集沈殿、脱水、中和、天日乾燥、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
---	--



施設近景



機械脱水



凝集沈殿処理制御装置

<株式会社ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の中間処理施設 (破碎)	固形廃棄物を細かく砕き、容積を減量することによって、埋立処分量の減量及び次処理の工数削減をします。
----------------------	---



施設遠景



施設近景



破碎前処理

<株式会社ミダック 豊橋事業所>

汚泥等の中間処理施設 (選別・混練)	泥状廃棄物のリサイクルを容易にするため、異物を取り除き、水や薬剤を加えて混合し、性状調整を行います。また、有害物質を含む廃棄物に関しては薬剤を加えて無害化し、最終処分を行えるようにします。
廃棄商品等の中間処理 (破碎・選別)	不良品等の廃棄商品について、破碎することにより容器と内容物を分離し、それぞれについてリサイクルが容易にできるようにします。



施設近景



混練機



破碎機

## &lt;株式会社ミダック 富士宮事業所&gt;

各種廃棄物の焼却施設 (焼却、シアン熱分解)	固形物から廃液まで各種廃棄物を焼却し、減量化、無害化します。
汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、中和、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。



施設全景



ガス冷却室



中央制御室

## &lt;株式会社ミダック 関事業所&gt;

汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
--------------------------------	--



施設近景



受入タンク



処理制御装置

## &lt;株式会社三晃&gt;

汚泥等の中間処理施設 (コンクリート固化)	泥状廃棄物について、リサイクルを容易にしたり、最終処分を行えるようにしたりするため、薬剤とセメントを加えて混合し、性状調整を行います。
--------------------------	---



施設近景



コンクリート固化

## ② 廃棄物の最終処分

収集運搬

中間処理

最終処分

リサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てます。

最終処分場は、廃棄物処理法によって遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場の3つに分類され、それぞれの処分場において埋立処分できる産業廃棄物と最終処分場の構造基準・維持管理基準が定められています。

当社グループが所有するのは、安定型最終処分場及び管理型最終処分場であり、また、現在、当社グループが所有している最終処分の処分業の許可については、優良産廃処理業者認定制度に基づき優良認定を受けております。

当社グループにおける処理施設は次頁のとおりとなっております。

## &lt;株式会社ミダックはまな 遠州クリーンセンター&gt;

固形廃棄物の最終処分場  
(管理型最終処分場)

廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物12種類（石綿含有産業廃棄物含む）を埋め立てます。



施設全景



埋立作業風景



排水処理施設

## &lt;株式会社ミダックはまな 浜名湖クリーンセンター&gt;

固形廃棄物の最終処分場  
(安定型最終処分場)

廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物4種類（石綿含有産業廃棄物含む）を埋め立てます。



施設全景



埋立作業風景



施設入口・トラックスケール

2

## 収集運搬事業

収集運搬

中間処理

最終処分

## 収集運搬車両



脱着式コンテナ車



タンクローリー車



バキューム車

廃棄物の種類、量、性状、荷姿等の諸条件や、回収現場、周辺の交通環境の制約に合わせた車両で収集運搬業務を行います。

3

## 仲介管理事業

## 仲介・管理業務

当社

廃棄物処理業者

廃棄物処理業者向けに、当社グループの営業員が廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うというサービスを行っております。

当社グループと協力関係にある廃棄物処理業者に対して、その業者が求める廃棄物（排出事業者）を紹介するとともに、当該廃棄物処理業者と排出事業者の取引における事務手続等の代行も併せて行っております。

### 3 グループ事業拠点

主要営業エリア
 ● 事業所
 ■ 営業所
 ◆ 子会社

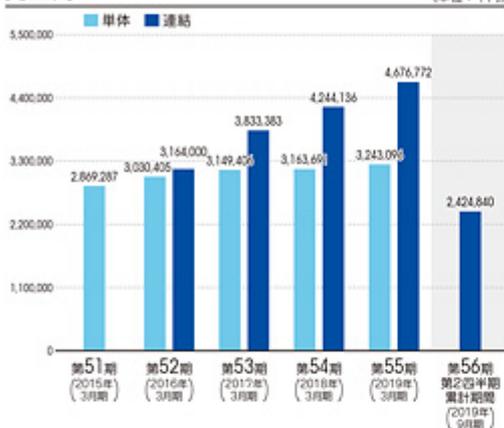
(2019年9月30日現在)



## 4 業績等の推移

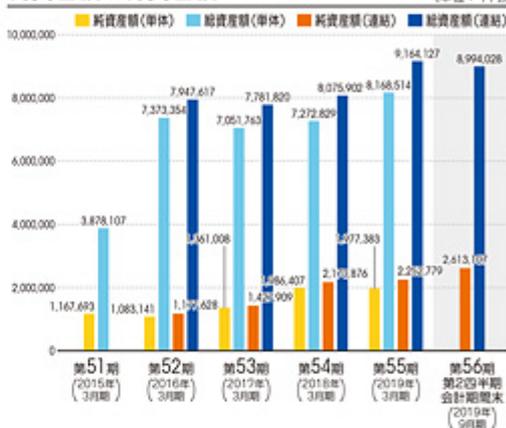
### 売上高

（単位：千円）



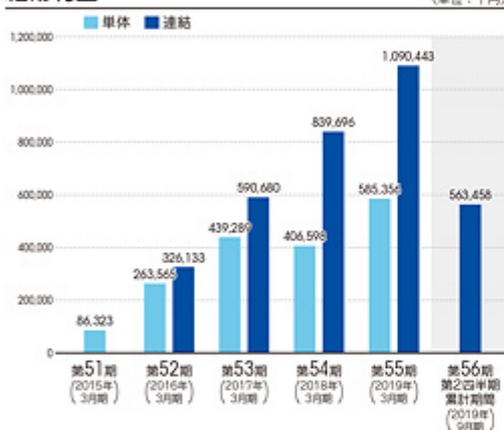
### 純資産額／総資産額

（単位：千円）



### 経常利益

（単位：千円）



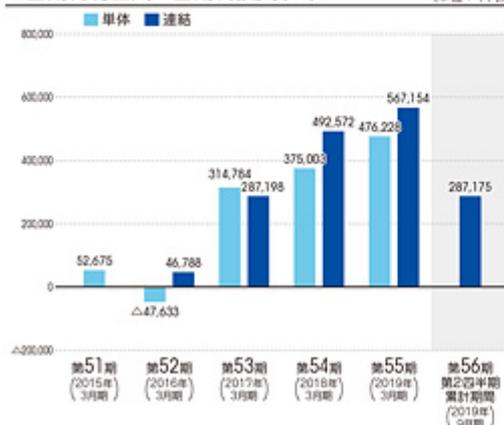
### 1株当たり純資産額

（単位：円）



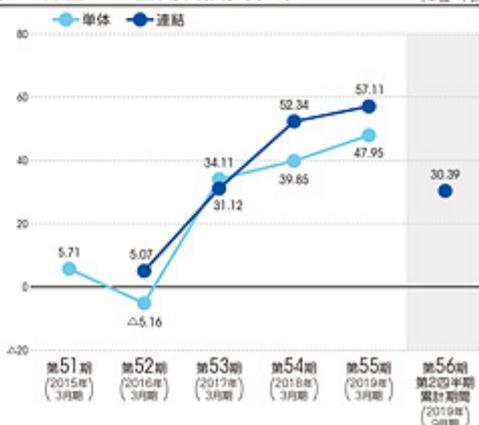
### 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 ／当期純利益又は当期純損失(△)

（単位：千円）



### 1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△)

（単位：円）



（注）2017年7月31日付で普通株式1株につき500株、2019年9月14日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益又は1株当たり当期純損失（△）」の各グラフでは、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

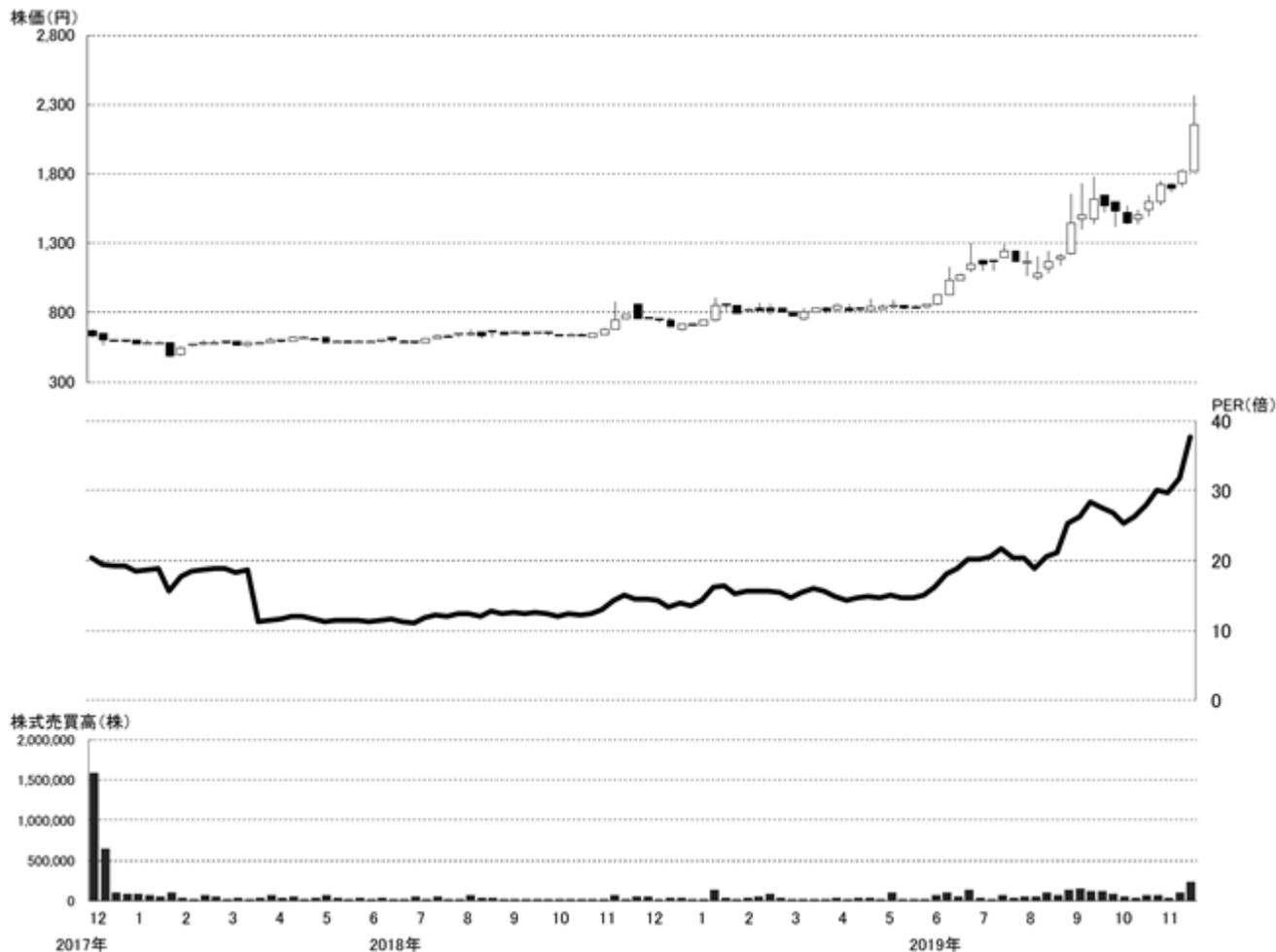
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[ 株価情報等 ]

### 1 【 株価、 P E R 及び株式売買高の推移 】

2017年12月22日から2018年12月20日までの株式会社名古屋証券取引所及び2018年12月21日から2019年11月22日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、 P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社普通株式は、2017年12月22日をもって株式会社名古屋証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、 P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



(注) 1 当社は、2019年9月14日付で当社普通株式1株を3株とする株式分割を行っておりますので、株価、 P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2から4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとっております。

2 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2019年9月14日付株式分割の権利落ち前の株価については当該株価を3で除して得た数値を株価としております。

・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R ( 倍 ) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・ 週末の終値については、2019年9月14日付株式分割の権利落ち前は当該終値を3で除して得た数値を週末の終値としております。

・ 1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

2017年12月22日から2018年3月31日については、2017年11月17日提出の有価証券届出書の2017年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

2018年4月1日から2019年3月31日については、2018年3月期有価証券報告書の2018年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

2019年4月1日から2019年11月22日については、2019年3月期有価証券報告書の2019年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

4 株式売買高については、2019年9月14日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に3を乗じて得た数値を株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

2019年6月3日から2019年11月22日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出は、下記のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有割合 (%)
熊谷 裕之	2019年2月22日	2019年9月10日	変更報告書 (注)1	184,500	5.55
株式会社フォンスアセットマ ネジメント				1,050,000	31.59
熊谷 裕之		2019年9月17日	訂正報告書 (注)1 2		
株式会社フォンスアセットマ ネジメント					

(注)1 熊谷裕之及び株式会社フォンスアセットマネジメントは共同保有者であります。

- 2 当該訂正報告書は、2019年9月10日に提出された変更報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。
- 3 上記の大量保有報告書等は東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所並びに株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第55期）及び四半期報告書（第56期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年12月3日）までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日（2019年12月3日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[ 事業等のリスク ]

#### (1) 「廃棄物処理法」について

法的規制について

当社グループは、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を主たる業としており、当該事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）及びその関係法令等により規制されております。基本法である「廃棄物処理法」では、廃棄物の適正処理のための様々な規制を行っております。基本的に廃棄物処理業は許可制であり、業務にあたっては各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とされ、廃棄物処理施設の新設・増設に関しても各都道府県知事又は政令市長の許可を必要とする旨規定されております。

当社グループは、「廃棄物処理法」に基づいて廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一「廃棄物処理法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、「廃棄物処理法」及びその関係法令以外にも、「毒物及び劇物取締法」や「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」、「労働安全衛生法」等による規制を受けております。これらの法規制の改廃や新たな法規制、条例等の制定による規制強化があった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

（主要な法的規制）

対象	法令等名	監督官庁	法的規制の内容
収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の許可基準、収集、運搬、保管、委託契約、及び産業廃棄物管理票に関する基準
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理、保管、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の最終処分に関する許可基準、処理、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	最終処分場の構造、維持管理に関する基準

## (主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	行政指導の概要
廃棄物処理委託	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理委託先の現地確認等に関する基準
産業廃棄物積替保管	浜松市	廃棄物処理に関する条例	産業廃棄物の積替保管の許可の基準
県外廃棄物搬入	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	県外廃棄物の搬入における協議・報告に関する基準
施設維持管理	浜松市	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理施設の維持管理状況の公開に関する基準

## 廃棄物処理業の許可について

「廃棄物処理法」上、一般廃棄物処理業許可の有効期間は2年間、産業廃棄物処理業許可の有効期間は5年間(優良認定を受けている場合は7年間)とされており、当該有効期間を超えて事業を継続する場合には許可を更新する必要があります。また、当社グループの新たな事業展開に際し、事業範囲の変更許可又は事業許可の新規取得が必要となる場合があり、これらの更新や許可取得のためには「廃棄物処理法」上の基準(第14条第5項又は第10項等)に適合していることが要求されます。

現在のところ、当社グループは当該基準に適合しており、許可更新の障害となる事由はありません。しかしながら、今後の許可の更新、変更許可又は新規許可取得時におきまして当社グループが当該基準に不適合と判定された場合、更新等が認められないこととなります。このような場合には一部又は全部の業務を停止せざるを得ず、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、「廃棄物処理法」上、不法投棄、無許可営業、無許可事業内容変更又はマニフェスト虚偽記載等の違法行為を行い、行政処分を受ける、もしくは申請者が欠格要件(「廃棄物処理法」第14条第5項第2号)に該当するなど一定の要件(「廃棄物処理法」第14条の3、第14条の3の2等)に該当する場合には、当社グループに対し事業の停止命令又は許可の取消処分がなされる場合があります。

当社グループにおきましては、従業員教育と内部監査により法令遵守の徹底を図っており、法令に則さない処理が行われないよう努めております。しかしながら、役員や従業員の過失により万一法令に抵触する行為があった場合には、事業の停止や許可の取消しによって当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

以下は当社グループが2019年9月末において保有している「廃棄物処理法」に基づく許可の一覧であります。なお、「廃棄物処理法」において、有効期限前に更新申請をした場合、その許可・不許可が決定するまでは、従前の許可が有効となります。

## (株式会社ミダック)

## (産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年4月12日	第06311001642号
静岡県(優良)	2023年2月9日	第02201001642号
愛知県(優良)	2024年11月26日	第02300001642号
岐阜県(優良)	2025年9月3日	第02100001642号
三重県(優良)	2023年8月25日	第02400001642号
神奈川県(優良)	2025年9月21日	第01402001642号
東京都(優良)	2025年10月17日	第1300001642号
千葉県	2019年11月15日	第01200001642号
長野県(優良)	2025年8月19日	第2009001642号
滋賀県(優良)	2025年8月20日	第02501001642号
山梨県	2023年3月18日	第01900001642号

## (特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2022年8月3日	第06361001642号
静岡県(優良)	2022年8月3日	第02251001642号
愛知県(優良)	2022年9月26日	第02350001642号
岐阜県(優良)	2025年9月3日	第02150001642号
三重県(優良)	2023年10月26日	第02450001642号
神奈川県(優良)	2026年2月20日	第01452001642号
東京都	2020年5月25日	第1356001642号
長野県(優良)	2025年8月19日	第2059001642号
滋賀県(優良)	2025年8月20日	第02551001642号

## (産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年4月12日	第06321001642号
静岡県(優良)	2024年3月29日	第02221001642号
豊橋市(優良)	2025年4月5日	第09620001642号
岐阜県(優良)	2025年1月7日	第02120001642号

## (特別管理産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2022年7月13日	第06371001642号
静岡県(優良)	2024年3月29日	第02271001642号
豊橋市(優良)	2025年4月5日	第09670001642号
岐阜県(優良)	2025年1月7日	第02170001642号

## (産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(破碎施設)		浜保環第1564号
浜松市(破碎施設)		第011108221号
浜松市(最終処分場)		第180214321号
浜松市(破碎施設)		第180115021号
静岡県(焼却施設)		第050110019号
静岡県(脱水施設)		第050120015号
静岡県(中和施設)		第050120014号
静岡県(シアン分解施設)		第050111039号
静岡県(油水分離施設)		第050120012号
岐阜県(脱水施設)		岐阜県指令廃対第52号の6
岐阜県(油水分離施設)		岐阜県指令廃対第52号の7

## (一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	2020年3月31日	第2号
磐田市	2020年3月31日	第18-01-020号
袋井市	2020年3月31日	袋井市一廃許可第20号
森町	2020年3月31日	森住環許可第12号
掛川市	2020年3月31日	11号
御前崎市	2020年3月31日	御環第40-12号
富士宮市	2020年3月31日	富生許第2号(注)

## (一般廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県(焼却施設)		循廃第47-2号

## (一般廃棄物処分業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
富士宮市	2020年3月31日	富生許第2号(注)

(注)一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する許可となっております。

## (株式会社三晃)

## (産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	2020年2月12日	第02310004488号
岐阜県(優良)	2026年7月19日	第02100004488号
三重県	2020年3月19日	第02400004488号
山口県	2022年2月26日	第03500004488号
北九州市	2021年2月20日	第07600004488号

## (産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	2020年2月12日	第02320004488号

## (株式会社ミダックはまな)

## (産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県	2020年8月31日	第02201009796号

## (一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	2020年3月31日	第25号

## (特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県(優良)	2025年9月23日	第02360004488号
岐阜県	2023年7月4日	第02150004488号
三重県	2023年5月25日	第02450004488号
山口県	2022年2月26日	第03550004488号
北九州市	2023年8月18日	第07650004488号

## (産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年7月28日	第06331009796号

## (産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(最終処分場)		第080114222号
浜松市(最終処分場)		第070114323号

## (2) 廃棄物の最終処分場について

## 最終処分場の維持管理について

操業中の最終処分場につきましては、受入廃棄物の確認、施設点検、水質検査等を実施し、環境への影響を監視しており、また、操業が終了した後も周辺環境に影響が出なくなるまで長期間(当局の許可が下りるまで)に亘って維持管理を行うことが義務づけられております。当社グループといたしましては、操業中及び操業終了後の処分場を徹底した遵法体制の下に維持管理していく方針であります。万一、天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する事態が発生した場合、企業としての信用を毀損し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### 新規最終処分場の開発について

最終処分場は所定の埋立容量を埋めてしまうと操業を終了することとなるため、当社グループでは事業計画に沿って、新たな最終処分場の開発計画を推進しております。最終処分場の開発計画にあたっては、予測できない何らかの事由で開発の延期や中止の判断をせざるを得なくなることがあります。計画が遅延すれば、コストの高い他社の最終処分場を利用する必要性が高まりますし、計画が中止となれば既支払額が毀損する可能性があります、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

### (3) 自然災害、火災、事故等について

中部地方における大規模な地震の発生や富士山の噴火が懸念されていることは既に周知の事実であります、そのような事態に備えて、当社グループにおきましては「事業継続計画」(BCP)を策定する一方、同業者と「災害時相互応援協定」を締結しており、有事の際にも事業への影響が小さくなるよう努めております。しかしながら、万一東海地震が発生した場合、東海4県に事業拠点と顧客の大半が集中している当社グループにとっては大きな打撃となり、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは廃棄物の収集運搬に多数の車両を利用しているほか、廃棄物処理施設では危険物、毒物及び劇物を扱っております。業務の遂行にあたり、人命の尊重を最優先とし安全対策に努めておりますが、重大な火災、事故等を発生させてしまった場合は、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 特別管理廃棄物の取扱いについて

特別管理廃棄物とは、廃棄物のうち爆発性、感染性、毒性その他健康や住環境に被害を及ぼす恐れがあり、特別な取扱いを要する物を指します。当社グループでは、様々な特別管理廃棄物について取扱いの許可を取得しており、事業展開における優位性の一つにもなっております。しかしながら、運搬車両や処理施設が不慮の事故や災害に遭遇し、特別管理廃棄物の流出等の事態を招いた場合には、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 借入金への依存度について

一般に、廃棄物処理業は装置産業であり、施設設置には多額の資金を要します。当社グループにおきましては、2015年12月に最終処分場を運営する産業廃棄物処理会社を買収したことにより2019年3月期末の有利子負債残高は、5,229百万円、2020年3月期第2四半期末は4,979百万円となっております。

当社グループの有利子負債依存度は2019年3月期末で57.1%、2020年3月期第2四半期末で55.4%であり、資金調達は主に銀行からの借り入れに依存しております。そのため、金利の上昇傾向が続いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 業界における競争の激化について

環境ビジネスの一角として廃棄物処理業への注目は今後一層高まるものと予想され、それに伴って他業界からの新規参入も増加するものと考えられます。当社グループが事業基盤としている地域で新規参入による過当競争が発生した場合、価格競争から収益性が低下して当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 固定資産の減損について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。2019年3月期末における当社グループの固定資産は6,492百万円、2020年3月期第2四半期末は6,472百万円であり、そのうち、株式会社ミダックはまな等の買収により発生したのれんが2019年3月期末で1,648百万円、2020年3月期第2四半期末で1,523百万円を占めております。これらののれんにつきましては、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんを含め、固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社グループは、減損損失を計上する必要があり、当該減損損失の計上は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 顧客情報の流出について

当社グループにおきましては、廃棄物の処理に関連して多くの顧客情報を取り扱っており、それらの情報に対する守秘義務を忠実に履行すべく努めております。しかしながら、管理の不徹底等により情報が外部に漏洩した場合、当社グループの社会的信用の低下とともに損害賠償請求等が発生して、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 地域住民との関係について

当社グループにおきましては、処理施設を設置している地域の周辺住民とは緊密に連絡を取り合い、相互理解の下に事業活動が円滑に進むよう配慮しており、各施設と周辺住民の関係は概ね良好に推移いたしております。しかしながら、流布される風評や報道内容に対する解釈の仕方によっては、地域住民と当社グループの間に見解の相違が生じ、地域住民との関係が悪化して、処理施設の操業が不可能になった場合、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (10) その他留意すべき事項

「廃棄物処理法」第7条の2第3項及び第14条の2第3項、並びに廃棄物処理法施行規則第10条の10第1項第2号八では、「発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者」の変更を廃棄物処理許可の届出事項として定めています。許可の新規取得や更新の申請時においても、発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者について、書類の届出事項となっております。従いまして、当社の発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者は住民票の写し、登記事項証明書等の提出が必要になります。

## 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(2019年12月3日)現在(ただし、投資予定額の既支払額については2019年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	富士宮事業所 (静岡県富士宮市)	廃棄物 処分事業	焼却設備	250,065	107,665	自己資金	2019年 5月	2020年 12月	(注) 2
当社	奥山の杜 クリーンセン ター (浜松市北 区)	廃棄物 処分事業	最終処分場 土地・設備	5,261,645	1,239,645	借入金	2008年 12月	2022年 4月 以降	(注) 3
当社	新規焼却施設 (関東)	廃棄物 処分事業	焼却施設 土地	1,000,000		増資資金 自己資金	2019年 12月	2021年 12月	(注) 2
当社	産廃収運グ ループ (浜松市東 区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	65,975	28,975	自己資金	2019年 4月	2020年 10月	(注) 2
当社	一般収運グ ループ (浜松市東 区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	67,625	33,325	自己資金	2019年 4月	2020年 9月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 第1期工事から第4期工事における第1期工事について記載しております。また、第4期工事完成後の最終的な総埋立容量は約312万 $m^3$ となります。増加能力に関連する参考情報として、既存の最終処分場(管理型最終処分場:遠州クリーンセンター)の廃棄物の埋立容量を示すと、約41万 $m^3$ であります。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期)の提出日(2019年6月26日)以後、本有価証券届出書提出日(2019年12月3日)までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

(2019年6月27日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

2019年6月25日開催の当社第55期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月25日

##### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)5名選任の件

加藤恵子、熊谷裕之、武田康保、高田廣明、鈴木清彦を取締役(監査等委員であるものを除く)に選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

井上正弘、福地誠司、石川真司を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

犬飼敦雄を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるなど、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役(監査等委員であるものを除く)に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
加藤 恵子	26,436	513	-	(注)	可決 97.70
熊谷 裕之	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
武田 康保	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
高田 廣明	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
鈴木 清彦	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
第2号議案					
井上 正弘	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
福地 誠司	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
石川 真司	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
第3号議案					
犬飼 敦雄	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
第4号議案	26,429	520	-	(注)	可決 97.67

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

## 4 株式分割について

基準日：2020年1月31日

当社は、2019年12月3日(火)開催の取締役会において、2020年2月1日(土)付をもって当社普通株式1株を1.3株に分割することを決議しております。この株式の分割は、2020年1月31日(金)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、1.3株の割合をもって分割するものであります。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第55期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第56期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社 ミダック

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近 隆也	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

**連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

株式会社ミダック  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。